

令和6年度 行政不服審査会の活動状況

目次

I 諮問・答申の状況	1
1 諮問・答申の概況	1
2 新規諮問事件の状況	1
（1）審査関係人等の状況	1
① 審査庁	1
② 審査請求人	2
③ 参加人	2
④ 処分庁	2
（2）諮問月別件数	3
（3）審査請求から諮問までの期間	3
3 調査審議及び答申の状況	4
（1）部会開催回数	4
（2）調査審議における各種手続の実施状況	4
（3）調査審議期間等	4
（4）答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）	5
（5）答申における付言等	6
II 審査会の運営等	7
1 総会の開催状況	7
2 行政不服審査交流会への参加	7
<参考資料1>行政不服審査会委員名簿（令和6年度）	8
<参考資料2>審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要	9
<参考資料3>答申における付言等の概要	16

I 諮問・答申の状況

1 諮問・答申の概況

令和6年度の諮問事件（前年度繰越事件及び新規諮問事件をいう。以下同じ。）は、121件であり、その内訳は、前年度繰越事件が6件、新規諮問事件が115件であった。これについて、当審査会が調査審議の上、令和6年度中にした答申は、76件（令和6年度の諮問事件のうち、102件について答申（調査審議の併合により、複数の諮問事件に対して1件の答申をした事例がある。））であり、そのうち、審査庁の判断を妥当としたものが66件、妥当でないとしたものが10件であった。

また、令和6年度は、諮問の取下げが4件あったため、令和6年度末時点で調査審議中の件数（翌年度繰越件数）は、15件であった。

表1 諮問件数、答申件数等（年度別）

	前年度 繰越件数 (a)	新規 諮問件数 (b)	合計 (a+b)	答申件数(c)				取下 件数 (d)	合計 (c+d)	翌年度 繰越件数 (e)
				審査庁の 判断を妥当 としたもの	審査庁の 判断を一部 妥当でない としたもの	審査庁の 判断を 妥当でない としたもの	その他			
平成28年度		13	13	6	4	0	2	0	6	7
平成29年度	7	61	68	50	36	4	10	0	52	15
平成30年度	15	93	108	90	82	0	8	0	97	8
平成31年度・ 令和元年度	8	128	136	95	84	2	9	0	98	14
令和2年度	14	123	137	97	77	7	13	0	111	11
令和3年度	11	92	103	82	72	2	8	0	86	5
令和4年度	5	97	102	83	73	2	8	0	84	9
令和5年度	9	89	98	78	66	2	10	0	90	6
令和6年度	6	115	121	76	66	0	10	0	80	15
累 計	75	811	886	657	560	19	78	0	704	90

（注）平成29年度以降は、調査審議の手の併合により、複数の諮問に対して1件の答申をした事例があるため、諮問件数の合計（a+b）は、答申件数（c）、取下件数（d）及び翌年度繰越件数（e）の合計と一致しない。

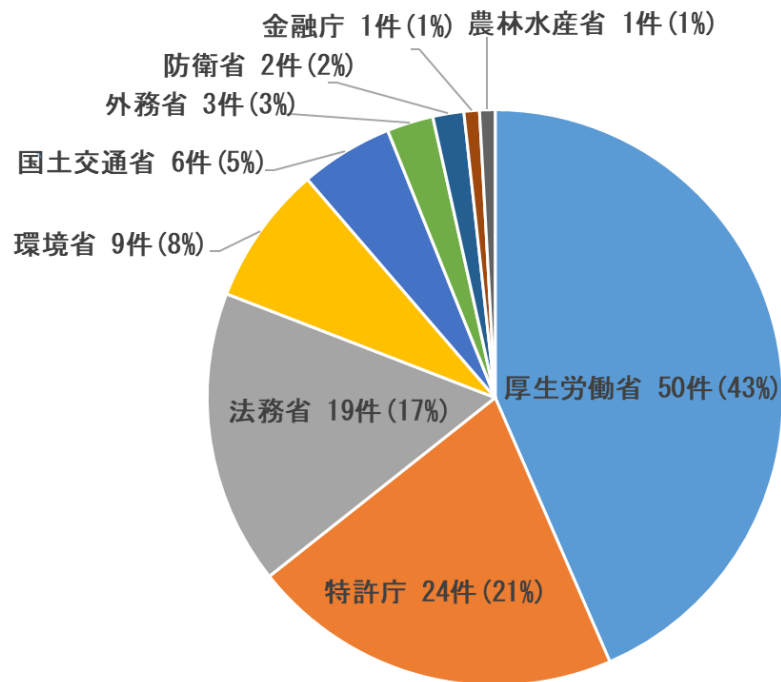
2 新規諮問事件の状況

（1）審査関係人等の状況

① 審査庁

令和6年度の新規諮問事件について、審査庁（行政機関単位）別の件数は、図1のとおりであった。最も多かったのは、厚生労働省の50件であり、全体の43%を占めている。

図1 新規諮問事件の審査庁（行政機関単位）別件数（令和6年度）



（注）%（パーセンテージ）の値は、四捨五入しているため、合計しても100%にはならない。

② 審査請求人

令和6年度の新規諮問事件について、審査請求人の属性別の件数は、審査請求人が処分の名宛人であるものが114件（個人76件、法人38件）、処分の名宛人以外の者であるものが1件（個人1件）であった。

なお、代理人（法定代理人を除く。）によってされた審査請求事件は、23件（20%）であった。

③ 参加人

令和6年度の新規諮問事件について、参加人が参加した審査請求事件は1件であった。

④ 処分庁

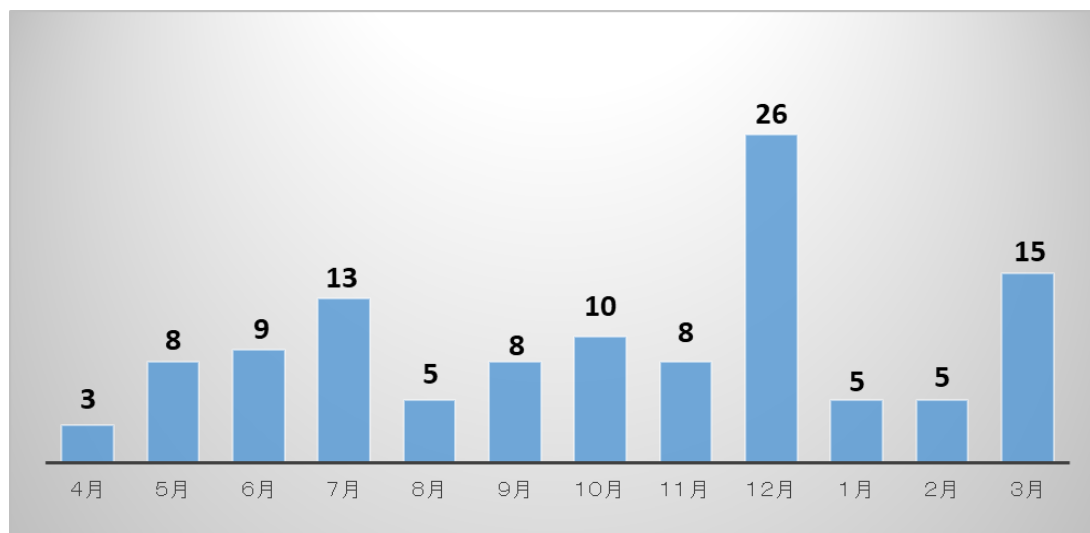
令和6年度の新規諮問事件について、処分庁（機関単位）の属性別の件数は、処分庁が審査庁と同じ国の行政機関の長（大臣等）であるものが37件、審査庁の下級行政庁（地方支分部局等）であるものが51件、地方公共団体の機関¹であるものが21件、独立行政法人であるものが4件、その他の法人（日本年金機構）であるものが2件であった。

¹ 法令に特別の定めがある場合には、地方公共団体の機関が行った処分等であっても、国の行政機関が審査庁となり、当審査会に諮問される場合がある（例：法定受託事務に係る処分等について地方自治法255条の2第1項）。

（２） 諮問月別件数

令和６年度の新規諮問事件について、諮問の月別件数の分布は、図２のとおりであった。

図２ 新規諮問事件の諮問月別件数分布（令和６年度）

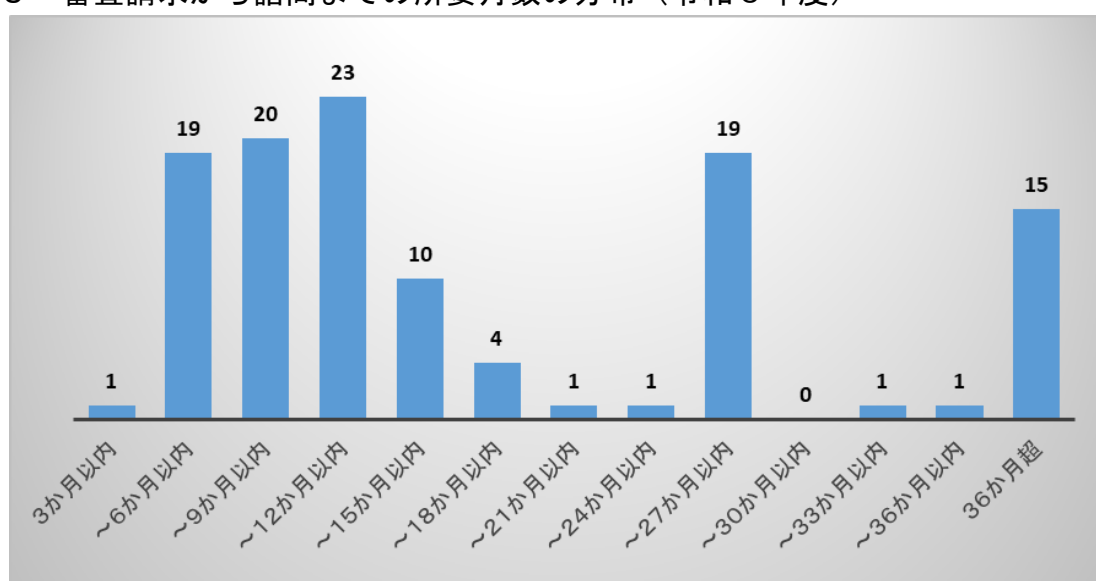


（３） 審査請求から諮問までの期間

令和６年度の新規諮問事件について、審査請求日^２から当審査会への諮問日までの所要月数の分布は、図３のとおりであった。

なお、諮問までに長期間を要した事件については、答申において、その改善を求める準付言をしている（３の（５）参照）。

図３ 審査請求から諮問までの所要月数の分布（令和６年度）



^２ 審査庁から提出された諮問書の別紙に記載された「審査請求年月日」をいう。

3 調査審議及び答申の状況

令和6年度の諮問事件に係る調査審議及び答申の状況は、以下のとおりであった。

(1) 部会開催回数

令和6年度の部会の開催回数は、第1部会が23回、第2部会が28回、第3部会が32回であった。

(2) 調査審議における各種手続の実施状況

調査審議における各種手続の実施状況は、表2のとおりであった。令和6年度は、行政不服審査法78条の規定に基づき、当審査会に提出された主張書面又は資料の閲覧等を実施した諮問事件が16件あった。

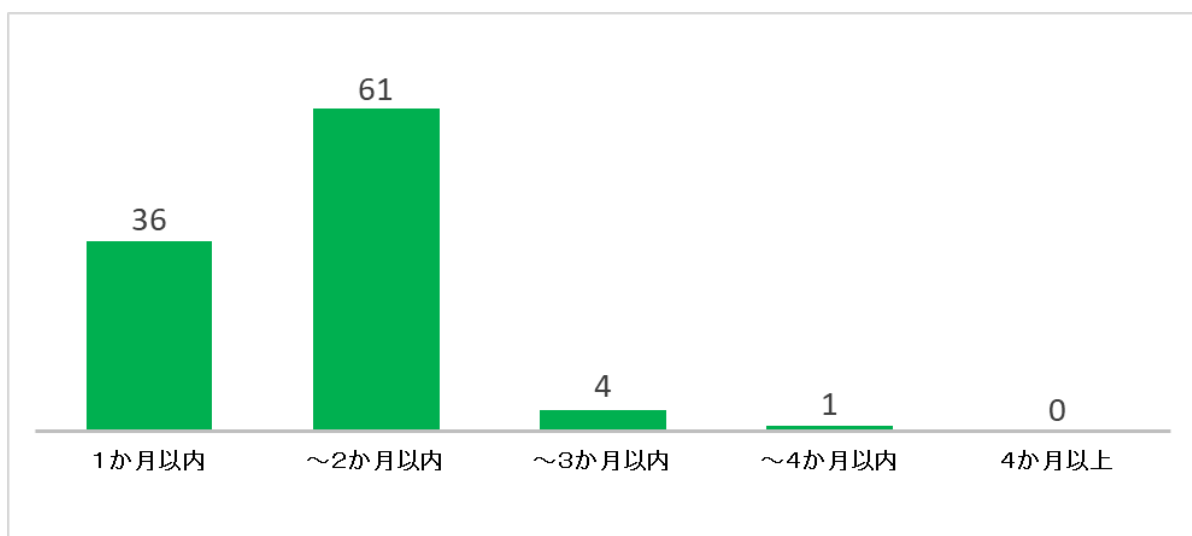
表2 調査審議における各種手続の実施状況（令和6年度）

実施した手続	参考人陳述	鑑定	口頭意見陳述	閲覧等	口頭説明の求め
事件数	0	0	0	16	0

(3) 調査審議期間等

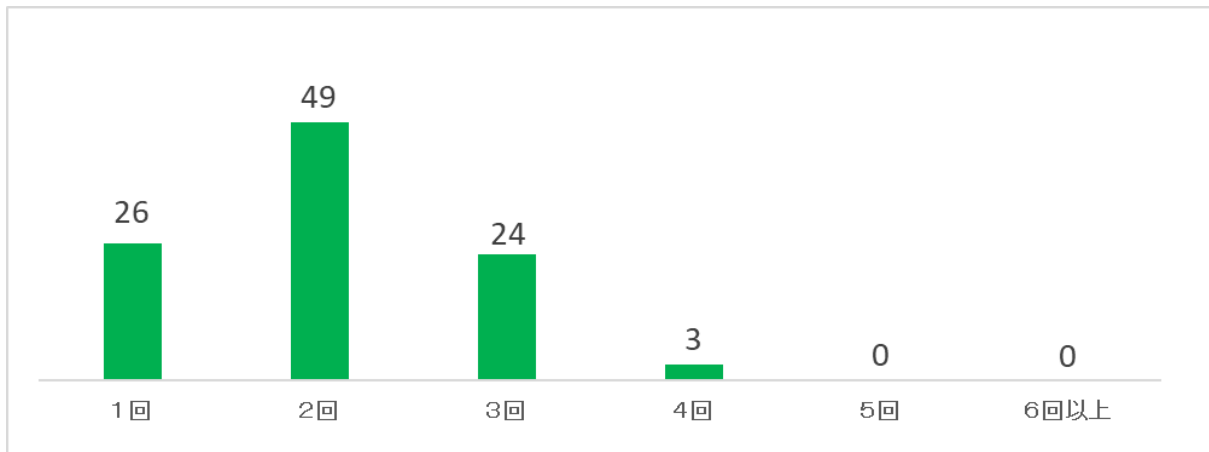
令和6年度に答申した諮問事件について、調査審議期間（諮問から答申までの所要月数）の分布は図4、部会開催回数の分布は図5のとおりであった³。

図4 諮問事件の調査審議期間の分布（令和6年度に答申したもの）



³ 併合事例については、併合前の諮問事件数でカウントしている。

図5 諮問事件の部会開催回数の分布（令和6年度に答申したもの）



（4）答申（審査庁の判断を妥当でないとしたもの）

令和6年度の答申76件のうち、審査庁の判断を妥当でないとしたのは表3のとおりであった。これらの答申の概要は、参考資料2のとおりである。

表3 審査庁の判断を妥当でないとした答申（令和6年度）

答申番号	答申日	審査庁	原処分
令和6年度 答申第1号	令和6年 4月12日	厚生労働大臣	時間外労働等改善助成金交付決定取消処分
令和6年度 答申第7号	令和6年 5月24日	国土交通大臣	道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令
令和6年度 答申第10号	令和6年 6月11日	厚生労働大臣	障害者雇用調整金の返還決定
令和6年度 答申第14号	令和6年 6月25日	国土交通大臣	河川法75条1項に基づく原状回復命令
令和6年度 答申第23号	令和6年 7月24日	厚生労働大臣	働き方改革推進支援助成金不支給決定
令和6年度 答申第38号	令和6年 10月3日	厚生労働大臣	未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分
令和6年度 答申第53号	令和6年 11月21日	厚生労働大臣	職業訓練受講給付金不支給決定
令和6年度 答申第67号	令和7年 2月13日	法務大臣	相続土地国庫帰属の承認申請不承認決定
令和6年度 答申第70号	令和7年 3月4日	特許庁長官	特許出願審査請求手続却下処分

令和6年度 答申第71号	令和7年 3月10日	厚生労働大臣	障害者の雇用に係る特例給付金の返還決定
-----------------	---------------	--------	---------------------

(5) 答申における付言等

当審査会では、審査請求に係る処分の根拠法令の運用が不適切であると考えられた場合や、行政不服審査法に基づく審理手続が不当であると考えられた場合等について、その改善を求める観点から、答申において、問題点を指摘し、必要な措置について付言をすることがある。

令和6年度は、76件の答申中、24件の答申において付言がされた⁴。

付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①行政処分の理由付記に関するもの（17件）、②不服申立ての教示に関するもの（10件）、③審査庁における審理の在り方に関するもの（4件）、④法令や通達等の見直しに関するもの（3件）、⑤制度の周知に関するもの（1件）、⑥審査庁からの諮問に係る手続に関するもの（1件）などであった⁵。

また、付言の項目を立てることなく、付言と類似の内容等を指摘（準付言）した答申もある。

令和6年度は、76件の答申中、45件の答申において準付言がされた⁶。

準付言は、内容別に見ると、件数の多い順に、①審査請求の審理期間に関するもの（40件）、②審査庁における審理の在り方に関するもの（5件）、③行政処分の理由付記に関するもの（2件）、④行政処分に要した期間に関するもの（1件）、⑤法令や通達等の見直しに関するもの（1件）、⑥不服申立ての制度設計に関するもの（1件）であった⁷。

付言及び準付言の概要は、参考資料3のとおりである。

⁴ 「付言」の項目を立てている答申の件数である。

⁵ 1件の答申において複数の内容について付言をしているものがある。

⁶ 1件の答申において付言と準付言をいずれもしているものがある。

⁷ 1件の答申において複数の内容について準付言をしているものがある。

II 審査会の運営等

1 総会の開催状況

令和6年度は、委員全員で構成される総会を2回開催し、当審査会の運用等について議論を行った。

表4 総会の開催実績（令和6年度）

開催日		主な議題
第27回	令和6年4月4日	委員の交代等について
第28回	令和7年3月27日	今年度の事件の処理状況について

2 行政不服審査交流会への参加

令和6年11月28日、一般財団法人行政管理研究センターが主催する行政不服審査交流会が開催され、当審査会の複数の委員が分科会及び全体会議における意見交換に参加した。

以 上

<参考資料 1> 行政不服審査会委員名簿（令和 6 年度）

部会	役職	委員	
第1部会	会長 部会長(常勤)	原 優	元名古屋高等裁判所長官
	委員	野口 貴公美	一橋大学大学院法学研究科教授
	委員	村田 珠美	弁護士
第2部会	会長代理 部会長(常勤)	戸谷 博子	元東京高等検察庁検事
	委員	木村 宏政	行政書士
	委員	下井 康史	千葉大学大学院社会科学研究院教授
第3部会	部会長(常勤)	吉開 正治郎	元総務省政策統括官
	委員	佐脇 敦子	弁護士
	委員	中原 茂樹	関西学院大学法科大学院教授

＜参考資料２＞審査庁の判断を妥当でないとした答申の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[総務省 | 行政不服審査会 | 答申一覧（令和６年度）](#)

審査庁の判断を妥当でないとした答申（１０件）

１ 【時間外労働等改善助成金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

本件助成金の交付は、勤務間インターバルを導入することにより、中小企業における労働時間等の設定の改善の推進を図ることを目的としたものであり、審査請求人が本件支給申請書とともに処分庁に提出した本件事業実施結果報告書によれば、審査請求人は、本件事業実施計画に記載した時間外労働等改善事業の「実施体制の整備のための措置」を講じたこと、本件事業実施計画には、改善事業（本件助成金の支給対象の事業）として「就業規則変更」と「３６協定届出」という二つの事業が記載されていたが、その主たる事業である「就業規則変更」については、平成３０年９月１０日に就業規則が改定されて、勤務間インターバルの導入に係る新たな規定が追加され、これにより所属従業員全員について１１時間以上の勤務間インターバルが確保されたことが認められるから、本件では、勤務間インターバルの導入により労働時間等の設定の改善の推進を図るという本件助成金の交付の目的は達成されているといえることができる。

確かに、「就業規則変更」については、提出期限までに「事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類」（本件振込記録の写し）が提出されていないが、本件支給申請時に本件領収書の写しが提出されている。また、「３６協定届出」については、その取組自体がされておらず、したがって、「事業の実施に関する証拠書類」（３６協定の写し）が提出されていないが、「３６協定届出」は本件事業実施計画における従たる事業であり、その所要経費は主たる事業である「就業規則変更」の所要経費の１割相当額にすぎない。

処分庁は、審査請求人が本件事務代理者を通じて本件交付申請及び本件支給申請をしているにもかかわらず、本件支給申請書の添付書類の不足については、本件事務代理者を通さずに、年末が差し迫った繁忙な時期に審査請求人と直接連絡を取ろうとし、審査請求人と直接連絡が取れなかったとして、行政庁の仕事納めの日である平成３０年１２月２８日に、事前に予告をしていない本件交付決定の取消しという重い処分をする内部的な意思決定をし、年明け早々に決裁手続を開始して、平成３１年１月１０日に本件交付決定取消処分をしたということになる。

したがって、本件支給申請書の添付書類の不足に対する処分庁の対応には、多くの問題があったといわざるを得ない。

これらを総合的に考慮するならば、本件交付決定によって成立した法律関係を維持することが本件助成金の交付の目的を阻害することになるとは認められないから、本件交付決定を取り消すことはできない。

したがって、本件諮問における審査庁の判断も妥当ではなく、本件交付決定取消

処分は、取消しを免れない。

(令和6年度答申第1号)

2 【道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に係る審査請求事案】

処分庁及び審理員は、交通事故証明書の記載等から本件交通事故における本件車両の運転者は審査請求人であると結論付けているが、審査請求人は、同証明書の内容に誤りがあると主張して争っている。

しかも、審査請求人の過失運転致傷被疑事件について、検察官が捜査を尽くした上で被疑事実につき有罪と認められる嫌疑が不十分であるため不起訴処分と判断していることは、審査請求人が本件車両の運転者でない可能性があることを示唆するものであるにもかかわらず、審理員は、審査請求人が本件車両の運転者ではないと明確に判断されておらず、審査請求人が本件車両の運転者である可能性が残されているから、原因者が審査請求人ではないことの証明とはなっていないとするのみで、審査請求人が本件車両の運転者であると判断するために追加の証拠を収集するなど、必要な調査検討をした形跡は見当たらず、審査庁も同様である。

また、本件損保調査会社の調査報告書をみても、D又はEが本件車両を運転していた可能性も否定できず、一件記録からは審査請求人が本件車両の運転者であったと特定することは困難であるといわざるを得ない。

そうすると、審査庁は、審査請求人が本件車両の運転者であると判断するに当たり、必要な調査検討を尽くしたとはいえない。

(令和6年度答申第7号)

3 【障害者雇用調整金の返還決定に係る審査請求事案】

本件調査担当者が作成した「障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿」の記載によれば、処分庁は、本件各申請において重度知的障害者とされていた本件対象障害者について、本件調査において、審査請求人から重度以外の知的障害者であることを示す療育手帳しか提出されなかったとして、本件対象障害者を重度以外の知的障害者として本件各算定調査書を作成し、令和5年3月9日に審査請求人に送付したことが認められる。

この点について、算定調査書の送付をもって調査を完了し、調査完了後には資料を提出できないとする法令上の根拠はない。

また、本件調査の経緯を見る限り、審査請求人に対し、明確に期限を告げて期限までに判定書等の提出がなければ本件対象障害者を重度知的障害者とすることはできない旨知らせた上で資料の提出を求めたものではなく、いつ調査が終了する予定なのか審査請求人が知り得ない状態で、審査請求人が本件判定書を提出しようとしたときには、既に本件調査は終了しているので提出期限は過ぎていたものと認めざるを得ない。

本件においては、審査請求人についても、保存しておくべき本件判定書を保存し

ていなかったことに加えて、調査の過程で、本件対象障害者について重度知的障害者であることの証明となる書類が欠けていることは認識できたはずで、より早い段階で本件判定書の再交付を受けることも可能であったと認められる。したがって、審査請求人にも落ち度があったことは否定できない。

しかし、審査請求人は本件処分が行われる前に本件判定書を提出しようとしていたものであり、これを受け付けないとするに合理的理由は見当たらず、本件判定書の提出を認めず、本件判定書が反映されていない本件各算定調査書をもとに行った本件処分は適法とはいえない。

(令和6年度答申第10号)

4 【河川法75条1項に基づく原状回復命令に係る審査請求事案】

本件係争地が、河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地に該当しない場合（本件係争地は、私有地又は都道府県有地でないものの、河川管理者以外の者が、権原に基づき管理する土地に該当するかどうかは明らかではない。）であって、河川法6条1項3号に定める河川区域（以下「3号地」という。）内に本件係争地の一部が含まれ、さらに、「占用」に該当すると認められる本件計量台等の工作物の敷地が当該部分に存在する場合には、当該敷地のみ河川法24条違反に該当し、また、一件記録から明らかではない重機等の使用が「占用」に該当する場合には、当該3号地内での重機等の使用について同条違反に該当することとなる。

なお、重機等の使用の占用該当性については、審査請求人による当該行為（本件係争地を、重機等の作業場として使用する行為）が、具体的にどのように河川管理上支障があるといえるのか明らかにした上で、車両によって継続的に通路を閉塞している事実は確認できないこと及び本件係争地への他者の侵入を制限している事実が確認できないことも踏まえ総合的に判断し、河川法24条違反に該当するか判断する必要がある。

審査請求人は、本件計量台等の設置時において、河川法26条1項の許可を受けていないものの、本件計量台等の設置について、砂利採取法27条1項により河川法26条1項の許可があったものとみなされるかどうかは一件記録からは明らかではない。そうすると、処分庁は、本件計量台等の設置が、上記みなし規定の適用を受け、適法にされている可能性があるにもかかわらず、河川法26条1項違反であるとして本件原状回復命令をしたといわざるを得ない。また、同項違反が認められるには、本件計量台等の設置場所が、河川区域内である必要があるにもかかわらず、それらの設置場所が3号地内であるかどうかは明らかではない。

そうすると、本件係争地に関して、審査請求人の行為が、河川法24条及び26条1項の規定に違反しているとしてされた本件原状回復命令は、妥当とはいえず、審査庁は、本件諮問に当たり、本件原状回復命令の理由である河川法24条及び26条1項のいずれの違反の有無についても、必要な調査検討を尽くしていないといわざるを得ない。

(令和6年度答申第14号)

5 【働き方改革推進支援助成金不支給決定に係る審査請求事案】

本件支給申請書及び本件事業実施結果報告書の添付書類に含まれる令和4年1月19日のコンサルタント結果報告書には、「1. 働き方改革推進支援助成金の交付決定」の項に「○就業規則の改訂と研修を行うこととする。」、「2. 勤務間インターバルの設定について」の項に「○インターバル時間は11時間設定とする。」、「○残業時刻は夜8時台までとなるようにし、インターバル時間を確実に11時間確保するよう、朝礼会議で説明する。」、「○相談した内容を踏まえ、就業規則や研修の内容を考え提示することとした。」、「5. 勤務間インターバル助成金の支給申請に向けて」の項に「○就業規則の内容について、やり取りした後に過半数代表者の意見を添えて監督署へ届出。」などと記載されている。同結果報告書は、処分庁から本件助成金の支給が認められない旨の連絡を受ける前に提出されたものであり、一件記録をみても、その信用性を否定すべき事情はうかがわれないことから、審査請求人は、同日の時点では勤務間インターバルを導入していないことを前提に行動していたものと認められる。

そうすると、審査庁は、処分庁の審査請求人における勤務間インターバルの導入時期は令和4年10月1日であるとする判断とは異なる事実を示す資料についてその信用性等の検討を十分に行っていないといわざるを得ないから、審査請求人の勤務間インターバル導入時期を判断するに必要な調査検討を尽くしたとはいえない。

(令和6年度答申第23号)

6 【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

本件不認定処分に係る処理経過の記載によれば、本件個人事業主は、「これまで労働者として誰かを雇用したことはない。」と申し立てており、同申し立てを否定して本件個人事業主が労災保険の適用事業に該当する事業の事業主であると認定するならばその根拠が必要であるところ、これについての調査は何らなされていない。

賃金の支払の確保等に関する法律施行令2条1項4号の認定は、当該事業主に係る事業を退職した労働者の申請でなければならないが、本件不認定処分に係る処理経過の記載によれば、本件個人事業主は審査請求人が労働者であったことを否定している。

この点について、処分庁は、令和5年7月及び同年8月の出勤簿をもとに審査請求人を労働者であったと認定しているものと思われるが、同出勤簿は審査請求人自身が作成したものというのであり、本件個人事業主が審査請求人は労働者ではないと申し立てている状況で、同出勤簿のみでこれを肯定するのは難がある。

「労働者」と認定するには、事業主に使用され、賃金を支払われていた者であることが必要である（労働基準法9条、11条）が、審査請求人が本件個人事業主の

指揮監督下で稼働していたのかどうかは調査されておらず不明である。賃金については、審査請求人は令和5年の5月労働分とする給与明細書を提出しているものの、本件個人事業主が同給与明細書の作成に関わっているのかは不明である。これらの点についての調査も十分行われていない。

処分庁及び審査庁は、C社から定期的な振込が認められることをもって、本件個人事業主が事業活動を停止していないことの根拠としている。

しかしながら、C社が本件個人事業主の取引先であったことを示す資料はなく、C社が取引先であることは推測でしかない。

さらに、令和6年1月18日付けの銀行からの回答によれば、C社からの最後の振込は令和5年12月29日の181万円余りで、令和6年1月17日時点での口座残高は99円となっており、それ以降の入金を示す資料はない。

本件不認定処分が行われたのは令和6年3月7日であり、本件不認定処分時においても事業活動が停止していないと認定するには、少なくとも、本件不認定処分時に近接した時点においても取引先からの入金があり、取引が継続していたこと等の具体的根拠が必要であるところ、その点についての調査は行われていない。

以上に照らすと、本件は調査不十分のまま本件不認定処分をしたというほかなく、これを是認する審査庁の判断は妥当でない。

(令和6年度答申第38号)

7 【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練等について給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等を行う者が定める時間数当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則11条1項7号本文）ところ、本件においては、審査請求人は、本件支給単位期間における訓練実施日のうち、令和5年12月23日の訓練を欠席したものと、不支給決定がなされたものである。

しかしながら、審査請求人は、令和5年12月23日の訓練について受講日を変更したものの、同日に行われる予定であった訓練内容（対面指導）は同月19日に実施されているのであるから、同月23日の訓練を欠席したとして、定められた時間数訓練を受講しているとの要件が欠けているとするのは不合理である。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであり、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施されるものであって、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることが、定められた時間数訓練を受講していることを給付金支給の要件の一つとした趣旨と考えられる。

本件においては、審査請求人は、本件支給単位期間における訓練プログラムの全てを受講しているのであるから、定められた時間数訓練を受講していることを給付金支給の要件とした趣旨に照らしても、令和5年12月23日の訓練を同月19日

に変更したことにより同月 23 日を欠席と扱うのは不合理といわざるを得ない。

(令和 6 年度答申第 53 号)

8 【相続土地国庫帰属の承認申請不承認決定に係る審査請求事案】

審査庁が主張するように、仮に本件土地が国庫に帰属した場合には、国において天然更新の対象樹種ではない樹種を必要に応じて伐採するほか、必要があればササなどの刈り出し等の天然更新補助作業を行い、天然更新の対象樹種であるコナラ及びカン類が天然更新完了といえる樹高に達するまで生育させなければならず、更新完了後は、標準伐期齢に達するまで必要に応じて保育作業を実施することとなる可能性は理解でき、それには費用及び労力がかかることも理解できるところである。

しかしながら、相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令 4 条 3 項 3 号の規定によれば、国庫への帰属を承認することができない土地であると認定するための要件（不承認の要件）として、本件土地が、①「C 市町村森林整備計画Ⅱ第 2（「造林に関する事項」）ないし第 3（「間伐及び保育に関する事項」）に掲げる事項に適合しないこと」を認定した上で、②「当該事項に適合していないことにより、当該事項に適合させるために、」③「追加的に造林、保育等を実施する必要がある」と認定できなければ、承認できない土地に当たると判断することができないはずであるところ、本件処分においては、この点についての検討が十分なされていないと思われる。

したがって、本件においては、本件土地が、不承認の要件のうち「C 市町村森林整備計画Ⅱ第 2 ないし第 3 に掲げる事項に適合しないこと」についての検討が不十分であり、当該要件の該当性が不明な点で、本件処分の判断過程に瑕疵があり、違法又は不当といわざるを得ない。処分庁は、本件承認申請につき、当該要件の該当性を十分に検討した上で改めて承認又は不承認の判断をすべきである。

(令和 6 年度答申第 67 号)

9 【特許出願審査請求手続却下処分に係る審査請求事案】

本件国際特許出願について方式審査を行った処分庁の担当者は、令和 4 年 11 月 2 日、本件の出願審査の請求手続（以下「本件手続」という。）が特許法 184 条の 17 に規定された要件を満たしていないことに気が付かず、適法なものとして処理をした。処分庁は、方式審査によって、不適法な手続であることが確認された場合には、出願番号特定通知書を発送するのと同時期に、請求人に対し、手続に不備がある旨記載した通知書を発送し、出願審査請求書を返戻していることがうかがわれるものの、本件手続については、上述のとおり、担当者が、不適法なものであることに気が付かなかったため、不備がある旨の通知をしなかった。その後、審査請求人代理人から連絡を受けて、初めて本件手続が不適法であることを認識した処分庁は、出願審査請求期間を経過した時期に、本件却下処分を行った。

そうすると、処分庁は、令和 4 年 11 月 2 日に本件国際特許出願の方式審査を行

った時点で、本件手続が不適法であることに容易に気が付けたにもかかわらず、これを見落とし、不適法であることを審査請求人に通知することもないまま、出願審査請求期間を経過し、もはや再度の出願審査の請求ができない時期になって初めて本件却下処分を行ったものであり、かかる時期に当該処分を行うことは、処分庁の過誤により、審査請求人の権利利益を不当に害するものであるといわざるを得ず、著しく妥当性を欠く。

したがって、本件却下処分は、処分庁の裁量権の範囲を逸脱し、これを濫用したものであるとして、違法であるというべきである。

(令和6年度答申第70号)

10 【障害者の雇用に係る特例給付金の返還決定に係る審査請求事案】

令和4年度障害者雇用納付金制度申告申請書記入説明書（以下「記入説明書」という。）によれば、個々の障害者に係る雇用区分の判断の手順においては、まず、月所定労働時間の雇用区分と月実労働時間の雇用区分の相違を確認することとされているが、事件記録からは、本件対象障害者に係る月実労働時間を確認することはできるものの、処分庁の定める「常用雇用労働者及び障害者の範囲等を定める件」3条1項において雇用契約書又は労働条件通知書等により把握することとされている週所定労働時間又は月所定労働時間を確認することができない。処分庁は、本件調査の結果として、本件対象障害者が短時間労働者であることが判明した（障害者雇用納付金関係業務調査 日報・事業主対応記録簿）とするものの、事件記録にそのことを裏付ける説明や根拠となる資料は含まれていない。

審査庁は、本件対象障害者に係る月毎の所定労働時間及び月実労働時間を確認したとしているが、月所定労働時間と月毎の所定労働時間は概念として異なるものである以上、記入説明書記載の手順に沿って最初に把握すべき月所定労働時間を確認したとはいえないので、審査庁は本件対象障害者に係る特定短時間労働者該当性につき、必要な調査検討を尽くしたとはいえない。

(令和6年度答申第71号)

＜参考資料 3＞答申における付言等の概要

※答申の詳細については、以下の URL を参照。

[総務省 | 行政不服審査会 | 答申一覧（令和 6 年度）](#)

1 付言

（1）行政処分の理由付記に関するもの（17 件）

①【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件不交付決定 1 に付された理由は、「申請のありました頭頸部外傷症候群等に係る健康管理手帳の交付については、当該健康管理手帳の対象者の要件を満たさないため不交付となります。」であり、本件不交付決定 2 に付された理由は、「申請のありました外傷による末梢神経損傷に係る健康管理手帳の交付については、当該健康管理手帳の対象者の要件を満たさないため不交付となります。」というものである。

いずれの理由の記載も、単に「要件を満たさないため不交付となります。」というもので、要件とは何であるのか、どの要件に該当しないというのか、該当しない理由は何なのかが全く記載されておらず、理由提示（行政手続法 8 条 1 項）の体をなしていない。頭頸部外傷症候群等に係るアフターケアについては、その要件を分かりやすく記載した上で、どの要件を満たしていないのかを明記し、該当しないとする理由を分かりやすく説明するべきである。審査請求人の障害等級は併合第 7 級と認定されているのだから、「障害等級第 9 級以上の者」に該当しないとする理由を付すに当たっては、神経症状については第 9 級以上との要件に該当しないことについては特に分かりやすく説明するべきである。

外傷による末梢神経損傷に係るアフターケアについても、その要件を分かりやすく記載した上で、どの要件を満たしていないのか明記すべきである。そして、「外傷による末梢神経の損傷に起因し、症状固定後も激しい疼痛が残存する者」に該当しないとする理由を付すに当たっては、同要件をそのまま記載するだけでなく、その意味するところを分かりやすく説明した上で、同要件を満たしていないことを丁寧に説明すべきである。

本件各不交付決定に記載された理由の記載では、いずれも審査請求人が不交付の理由を理解することは困難であり、アフターケアが認められるには傷病別アフターケア実施要綱に記載された要件を満たす必要があることも含めて、審査請求人が不交付の理由を理解できるように丁寧な理由の記載が強く求められる。

（令和 6 年度答申第 26 号）

※ 同様の付言をした答申として、令和 6 年度答申第 12 号がある。

②【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

本件では、処分通知書に処分の理由として「申請人の労働者性を肯定するに足る

証拠がないこと。」としか記載されていない。審査請求人は少なくとも事業主のために作業に従事したとの認識はあると思われるから、上記の記載のみでは、「審査請求人が労働基準法上の労働者ではない」という本件不認定処分の理由を審査請求人が正しく理解することは困難であると言わざるを得ない。

処分の理由の記載に当たっては、立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律 7 条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令 2 条 1 項 4 号の規定に基づく認定申請をするには労働基準法にいう「労働者」であることが必要であるから、審査請求人が「労働者」に当たると判断できない理由を具体的に示すべきであり、改善が求められる。

(令和 6 年度答申第 3 9 号)

※ 同様の付言をした答申として、令和 6 年度答申第 1 1 号がある。

③【平均賃金決定処分に係る審査請求事案】

本件決定処分の通知書には、その算定方法など、平均賃金がどのように決定されたのかを説明する記載はない。

平均賃金は、休業補償給付等の額の基礎となるものであり、これが適正に決定されなければ労働者の利益が損なわれ、労働者はその決定に不服を申し立てる場合があり得ることから、労働者が、その算定に当たっての考え方を理解できるよう、平均賃金決定処分の通知書において算定方法等を説明することが望ましい。

特に、本件の場合、一件記録から処分庁が審査請求人に対して、平均賃金がどのように決定されたのかについて説明がされた事実は確認できず、審査請求人は、弁明書で初めて平均賃金の算定の根拠及び内訳が詳細に記載された書面を受け取っている。このように、審査請求人は、処分時に、平均賃金がどのようにして算定されたのか十分に理解することができない状況で審査請求をすることを余儀なくされたことが現にうかがわれるのであり、こうした状況は、簡易迅速な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（1 条 1 項）からしても決して好ましくない。

平均賃金決定処分の通知書に算定方法等の説明を記載することについては、当審査会の従前の答申（令和 2 年度答申第 3 9 号、同第 5 9 号、令和 4 年度答申第 2 6 号、同第 3 2 号、令和 5 年度答申第 3 4 号及び令和 6 年度答申第 3 3 号）でも指摘しているところであり、審査庁において検討されたい。そして、当該処分を行う都道府県労働局長において改善が図られるよう、指導することが望まれる。

(令和 6 年度答申第 4 4 号)

※ 同様の付言をした答申として、令和 6 年度答申第 3 3 号がある。

④【時間外労働等改善助成金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

本件交付決定取消処分には、処分の理由は示されているが、処分の根拠規定は示されていない。これは、処分庁が本件交付要綱に定める様式第 3 号の 2（以下「本

件様式」という。)の通知書を用いて本件交付決定取消処分をしたためであると考えられる。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、本件様式に処分の根拠規定が記載されていない理由を照会したところ、審査庁から、本件交付決定取消処分の通知書(以下「本件通知書」という。)においては、「交付要綱等の根拠規定、処分の原因となる事実及び本件処分の適用関係が示されており、いかなる理由に基づいてどのような根拠規定の適用によって当該処分がなされたのかを知ることができますので、行政手続法第14条第1項を満たす適切な様式及び記載であると考えております。」との回答があった。

しかし、本件通知書の「内容及び理由」欄には、審査請求人が本件交付要綱13条1項に定める期日までに、本件支給要領第3の2の(1)のウに定める「事業の実施に要した費用の支出に関する証拠書類」(費用の振込記録が客観的に分かる預金通帳等の写し等)及び本件支給要領第3の2の(1)のイに定める「事業の実施に関する証拠書類」(36協定の写し)が添付された支給申請書が提出されなかったためとの理由が記載されているだけであるから、このような記載だけで、審査請求人が本件交付決定取消処分の根拠規定が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律17条1項であることを知ることができたなどということとはできない。

行政手続法14条1項が、行政庁が不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、当該不利益処分の理由を提示しなければならないと規定しているのは、行政庁に当該不利益処分の客観性及び判断の慎重・合理性を担保させるとともに、その名宛人に当該不利益処分の理由を正しく理解させ、事後救済手続上の便宜を図るためである。すなわち、不利益処分の理由の提示は、その名宛人にとっては、なぜ当該不利益処分を受けたのかを理解するために必要なものであるから、提示する理由の内容としては、「不利益処分の根拠条項、処分要件に該当するその原因となる事実」を明示する必要があると解されている。

したがって、審査庁においては、本件様式を処分の根拠規定を記載したものに速やかに改定する必要がある。

(令和6年度答申第1号)

⑤【障害者雇用調整金の返還決定に係る審査請求事案】

本件処分の通知書には、理由として「令和3年度及び令和2年度申請分に係る算定調査書に記載のとおり、雇用障害者数が誤って計上されたことが判明したため」とのみ記載され、別途送付されている算定調査書に「A氏が重度知的障害者ではなく、重度以外の知的障害者であることが判明した」と記載されているが、通知書の記載のみでは雇用障害者数にいかなる誤りが存在したのかすら分からない。本件各算定調査書の内容が通知書の記載上も分かるようにした上で、本件対象障害者が重度知的障害者ではなく重度以外の知的障害者であると認定した理由を、根拠法条とともに具体的に示す必要がある。そうすることにより、審査請求の審理手続におけ

る争点の明確化につながり、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（１条１項）にも資することになる。

（令和６年度答申第１０号）

⑥【国税徴収法１５２条３項に基づく換価の猶予取消処分等に係る審査請求事案】

本件各処分の通知書においては、取消理由として、「新たに猶予に係る保険料等以外の保険料等を滞納したこと」と記載されているが、どの納期限に係る拠出金の滞納であるかが具体的に明示されておらず、理由の記載として十分とはいえない。この点改善が求められる。

（令和６年度答申第１５号）

⑦【働き方改革推進支援助成金不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定の根拠法令は不明であるものの、仮に、本件不支給決定を実質的な交付決定の取消しであると観念したとしても、本件不支給決定通知書には、処分の理由は記載されているが、処分の根拠規定は記載されていない。これは、交付要綱に定める様式第１３号を用いたためと考えられる。

そうすると、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律２１条の２は、各省各庁の長が補助金等の交付決定の取消し等をするときは、当該補助事業者等に対してその理由を提示しなければならない旨規定しており、補助金等の交付に関する不利益処分の根拠規定、処分要件に該当する原因となる事実関係を、当該処分の名宛人たる補助事業者等が十分理解し得る程度に詳細かつ具体的に文書で明示する必要があると解されているから、根拠規定の記載がなければ理由提示として十分とはいえない。

したがって、審査庁は、本件不支給決定の根拠法令を整理の上、処分の根拠規定並びに行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載した通知が行われるよう、速やかに対応する必要がある。

（令和６年度答申第２３号）

⑧【労働者災害補償保険法１２条の３第１項に基づく費用徴収決定等に係る審査請求事案】

本件回収決定通知書には、処分の根拠として審査請求人が労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）１２条の３第１項に該当することが記載されており、処分の根拠法として会計法の記載はあるものの、条項の記載はなく、諮問説明書や弁明書では、同法３０条について言及されている。

しかし、労災保険法１２条の３第１項は保険給付に係る費用徴収に関する規定であって、仮に同一の事実関係に基づく判断であったとしても、休業特別支給金の不正受給者からの費用徴収について同項の規定が適用されるものではないし、会計法３０条は、金銭の給付を目的とする国の権利に係る消滅時効についての規定であっ

て、いずれも本件回収決定1の根拠条項とはなり得ない。そこで、当審査会において、審査庁に対し、改めて同法上の根拠条項について照会したところ、同法6条及び30条であるとの回答を得た。

行政手続法14条1項は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならないと規定するところ、本件回収決定通知書の記載では、具体的な法令上の根拠を了知できず、求められる理由の提示として十分とはいえない。

(令和6年度答申第41号)

⑨【社会復帰促進等事業としての義肢等補装具費支給不承認決定に係る審査請求事案】

本件処分の理由には「義肢等補装具費支給要綱に定める支給対象者に該当しないため、不承認となります。」としか記載されておらず、これでは、本件処分の理由を理解することはできない。

行政手続法（以下「行手法」という。）が、行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない（行手法8条1項）、処分を書面をするときは、その理由を書面で示さなければならない（行手法8条2項）と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるのであるから、本件処分の通知書における不承認の理由の記載については、いかなる要件を満たしていないのか、基準外支給の要件を満たしていないことも含めて、具体的に示すべきである。

(令和6年度答申第46号)

⑩【職業訓練受講給付金不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定の通知書の理由記載欄には、「申請者本人の収入の額が8万円を超えているため」としか記載されておらず、行政手続法（以下「行手法」という。）8条1項が求める理由の記載として十分とはいえない。

行政庁が申請拒否処分をするときは、申請者に対してその理由を示さなければならない（行手法8条1項）と定める趣旨は、行政の恣意の抑制、慎重な判断の確保、当事者の不服申立ての便宜などにあるのであるから、本件不支給決定の通知書における不支給の理由の記載については、申請者本人の収入の額が8万円以下であることが給付金支給の要件の一つであることを根拠法条とともに示し、その上でその要件が満たされていないことを具体的に示すべきである。

本件のような不支給決定の理由の記載を十分になすべきことについては、これまでの当審査会の答申においても付言として再三指摘してきたところであるが、不支給決定の理由を十分に記載して、申請者が不支給の理由を正しく理解することができるようすることは、不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条1項）にも資することになる。

(令和6年度答申第49号)

⑪【労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

当審査会は、本件と同種の事案についての答申（令和4年度答申第77号）において、費用徴収決定の通知書において、審査請求人が労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」という。）31条1項1号の規定に該当すること及び費用徴収率が40%であることの記載だけでは、審査請求人は、同号の重大な過失があると認定された根拠（理由）を理解することができないから、行政手続法（以下「行手法」という。）14条1項が求めている理由付記として十分であるとはいえず、審査庁において、都道府県労働局長に対し、費用徴収決定の通知書に同号の規定に該当する根拠（理由）を具体的に付記するように指導するよう付言している。

当審査会において、審査庁に対し、当該付言を受けた対応状況について照会したところ、審査庁から都道府県労働局に対し、「労働者災害補償保険法第31条第1項に基づく費用徴収の決定に係る通知に当たっての留意事項について」（令和5年7月20日付け事務連絡）により、「徴収の理由」欄については、同事務連絡別添の記載例を参考に、具体的な理由を示すよう指示したことに加え、全国会議の場において、理由付記の記載に当たっては、審査請求人が正しく理解できるよう、どの要件に沿って判断したか、そのうちどの要件に該当するかしないのか等を正確に記載するよう、指示した旨の回答を受けた。実際、上記の記載例をみると、行手法14条1項が求めている理由付記として十分な内容であると認められる。

しかし、本件徴収決定通知書をみると、①審査請求人が労災保険法31条1項1号の規定に該当すると認められること、②保険関係成立届未提出について事業主に重大な過失が認められること、③徴収率を40%とすることが記載されているが、重大な過失があると認定された根拠（理由）が記載されているとはいえないから、処分庁は、上記の事務連絡に沿った対応が求められる。また、審査庁は、都道府県労働局に対し、上記の指示が徹底されるよう改めて指導する必要がある。

(令和6年度答申第50号)

⑫【原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権処分に係る審査請求事案】

本件通知書には、本件失権処分の理由として、「先に御提出いただいた医療特別手当健康状況届（注：本件健康状況届）を審査した結果、原爆症と認定された疾病について、「負傷又は疾病により現に医療を要する状況」には該当しないと判断されました」と記載されているだけである。これは、本件が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律24条1項に規定する医療特別手当の支給要件に該当しないことを記載したものと考えられるが、医療特別手当の支給要件に該当するか否か（医療特別手当の支給を継続するか否か）の判断については、本件運用通知及び本件照会回答が具体的な基準を定めているから、本件通知書においては、本件認定疾病に

適用される本件運用通知及び本件照会回答の具体的な基準を示した上で、本件がそれらの基準に該当しないことを説明すべきであった。

(令和6年度答申第56号)

⑬【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給通知においては、不支給決定の理由が記載されていない。このことについて、審査庁も、審査請求人が本件不支給決定の理由を正しく理解することができるよう、労災就学援護費の支給要件（労災就学援護費の支給対象者は、遺族補償年金の受給権者であることが前提となっていること）を明示した上で、審査請求人がこれに該当しないことを理由として示す必要があった旨指摘している。

行政手続法8条1項は、行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分の理由を示さなければならないと規定し、同条2項は、処分を書面でするときは、当該処分の理由は書面により示さなければならないと規定している（本件支給要綱も、労災就学援護費を変更又は不支給とする場合には、「労災就学等援護費支給変更・不支給通知書」（様式第2号）（以下「通知書様式」という。）に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すると規定している。）。

この行政手続の基本原則に従い、本件不支給通知には、支給要件の全体像（申請者が遺族補償年金の支給決定を受けている被災労働者の遺族であること、すなわち、遺族補償年金の手続で、労働者の死亡が業務上の事由による死亡と認められるとの判断がされ、遺族補償年金の支給決定がされていることが前提となっていること）を明示した上で、申請者がこの支給要件に該当しないことを具体的に示し、申請者が不支給決定の理由を正しく理解することができるように提示する必要がある。そして、そうすることは、労災就学援護費の不支給決定を不服とする審査請求の審理手続における争点の明確化につながるとともに、簡易迅速かつ公正な手続の下で国民の権利利益の救済を図るという行政不服審査法の目的（同法1条参照）にも資することになると考える。

(令和6年度答申第59号)

⑭【畑作物の直接支払交付金に係る面積払交付金の不交付決定に係る審査請求事案】

本件交付決定通知書には、本件不交付決定について、行政手続法8条の規定に基づく理由の提示がされていないし、行政不服審査法82条1項及び行政事件訴訟法46条の規定に基づく教示（以下「不服申立て等の教示」という。）も記載されていない。そこで、本件では、本件交付決定通知書の送付後に、本件不交付理由通知書（その1）が送付され、審査請求人に対し、本件不交付決定の理由が通知されるとともに、本件不交付決定について不服があるときは、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができること、また、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができることが通知されている。

本件不交付理由通知書（その１）で、本件不交付決定について、その理由が提示され、不服申立て等の教示がされていることを踏まえると、本件不交付決定に係る手続は、全体としては違法又は不当であるとまではいえない。しかし、本件不交付決定に係る手続には、行政手続の明確性及び関係法令の遵守の点で問題があったといわざるを得ない。

本件交付申請のように、二つの交付申請がされた事案における処分の通知書においては、それぞれの交付申請に対しどのような処分がされたのかを交付申請者が理解することができるように処分の内容を明確に記載するとともに、申請に係る交付金の不交付決定をした場合には、その理由及び不服申立て等の教示も併せて記載する必要がある。

（令和６年度答申第７２号）

（２）不服申立ての教示に関するもの（１０件）

①【障害者雇用調整金の不支給決定に係る審査請求事案】

本件処分の通知書には、行政不服審査法８２条１項に基づく教示は記載されているが、行政事件訴訟法４６条１項に基づく教示は記載されておらず、同教示がされなければ、処分の名宛人が取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない。処分庁は、取消訴訟の教示をする必要がある。

（令和６年度答申第１９号）

※ 同様の付言をした答申として、令和６年度答申第１０号がある。

②【働き方改革推進支援助成金不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給決定通知書には、行政不服審査法（以下「行審法」という。）８２条１項に基づく教示及び行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）４６条１項に基づく教示も記載されていない。これは、交付要綱に定める様式第１３号を用いたためと考えられる。

教示がされなければ、処分の名宛人が審査請求又は取消訴訟を提起する機会を逸する事態を招きかねない（審査請求人は、審査請求人代理人が審査請求の方法についての教示を求めて処分庁及び審査庁に問い合わせたと主張している。）。

したがって、審査庁は、本件不支給決定の根拠法令を整理の上、処分の根拠規定並びに行審法及び行訴法に基づく教示を記載した通知が行われるよう、速やかに対応する必要がある。

（令和６年度答申第２３号）

※ 同様の付言をした答申として、令和６年度答申第７２号がある。

③【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給通知には、「この決定に不服がある場合は、（中略）厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。」との正しい教示がされているが、審査請

求人は、当初、本件不支給決定に係る審査請求先を誤り、本件審査官に対して審査請求を行った結果、審査請求期間を徒過してから本件審査請求を行っている。

これは、同じ処分庁（A労働基準監督署長）が同日にした計四つの行政処分（本件遺族補償年金等不支給決定及び本件不支給決定）について、不服申立てをすべき行政庁が異なっていること（本件遺族補償年金等不支給決定については本件審査官、本件不支給決定については厚生労働大臣）を審査請求人が理解していなかったからであると考えられる。このような制度の不知等により国民の権利利益の救済を図る機会が損なわれないようにするために、行政不服審査法が不服申立ての教示制度（82条）を設けているのであるから、その教示は、行政処分の名宛人が不服申立てを適切にすることができるようにする必要がある。

このような観点から、本件不支給通知及び通知書様式を見ると、不服申立ての教示の部分は、他の部分よりも非常に小さな文字で記載されているから、このような記載では、行政処分の名宛人の注意を喚起することが困難であるといわざるを得ない。

（令和6年度答申第59号）

※ 同様の付言をした答申として、令和6年度答申第40号がある。

④【道路損傷等行為に係る原因者負担金負担命令に係る審査請求事案】

本件命令書には、行政不服審査法（以下「行審法」という。）82条1項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、その起算日が「この書類を受取った日」の翌日と記載されている。

しかし、審査請求期間について、行審法18条1項は、処分についての審査請求は「処分があったことを知った日」の翌日から起算して3月を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、この「この書類を受取った日」と「処分があったことを知った日」とは、常に一致するというわけではなく、概念として異なるものである。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、審査請求をすることができる処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行審法18条1項の規定に即し正しく記載して教示することが求められる。処分庁は、再発防止のための措置を講ずる必要がある。行政事件訴訟法46条に基づく教示をする場合も同様である。

（令和6年度答申第7号）

⑤【産業廃棄物処理施設変更不許可処分に係る審査請求事案】

本件不許可処分通知書には、行政不服審査法（以下「行審法」という。）82条1項に基づき処分の相手方に教示しなければならない事項である審査請求をすることができる期間について、「この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内」と記載されている。しかし、審査請求期間について、行審法18条1

項は、処分についての審査請求は処分があったことを知った日の翌日から起算して「3月」を経過したときはすることができない旨規定しているのであって、上記の教示の内容は誤りである。

したがって、不服申立ての機会を遺漏なく保障する観点から、処分をする際には、審査請求をすることができる期間を行審法18条1項の規定に即し正しく記載して教示することが求められる。処分庁は、再発防止のための措置を講ずる必要がある。

(令和6年度答申第21号)

⑥【国税徴収法152条4項に基づく換価の猶予取消処分に係る審査請求事案】

本件各抛出金に係る換価猶予取消処分のお知らせ（「換価の猶予取消通知書」）における不服申立ての教示文をみると、当初の通知書においても、また、差し替え後の通知書においても、「あなたがこの許可に不服があるときは」と記載されている。これは、処分庁が「換価の猶予取消通知書」を作成する際に、誤って「換価の猶予許可通知書」の様式を使用したことによるようである。上記の教示文における「この許可に不服があるとき」との記載は、「この換価の猶予の取消しに不服があるとき」と記載すべきところを誤記したものであることが明らかであるから、この誤記は、本件各抛出金に係る換価猶予取消処分の適法性に影響を及ぼすものではないが、処分庁においては、今後、使用する通知書の様式を間違えるなどという初歩的なミスを繰り返さないようにされたい。

(令和6年度答申第40号)

⑦【労働者災害補償保険法12条の3第1項に基づく費用徴収決定等に係る審査請求事案】

審査請求人は、当初、本件労災審査請求において、本件労災給付等変更決定のうち休業特別支給金に係る決定についても取消しを求めていたが、その後、当該決定を本件労災審査請求の対象外とする補正書を提出している。これは、本件労災給付等変更決定通知書において、休業補償給付及び休業特別支給金のそれぞれについての決定を通知した上、保険給付に関する決定に不服がある場合には、都道府県労働局の労働者災害補償保険審査官に対して審査請求ができる旨記載されていたためと考えられる。

そうすると、休業特別支給金は、保険給付に該当せず、労働者災害補償保険法38条1項の対象にならないのであるから、本件労災給付等変更決定通知書には、当該支給金に係る決定に対して不服がある場合の審査請求先に係る教示（行政不服審査法82条1項）がなされていないといわざるを得ない。

(令和6年度答申第41号)

⑧【原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権処分に係

る審査請求事案】

本件通知書には、本件失権処分に対する不服申立てとして、「A知事」に対する審査請求をすることができるほか、「E都道府県」を被告とする処分の取消しの訴えを提起することができるとの誤った教示が記載されていたため、審査請求人は、上記の誤った教示に従い、本件審査請求書を「A知事」（処分庁）に提出して本件審査請求をした。

今後、処分庁においては誤った教示をしないようにされたい。

（令和6年度答申第56号）

（3）審査庁における審理の在り方に関するもの（4件）

①【河川法75条1項に基づく原状回復命令に係る審査請求事案】

行政不服審査法43条2項は、審査庁が当審査会にする諮問は、審理員意見書及び同法41条3項に規定する事件記録の写しを添えてしなければならないと規定している。これは、当審査会が、審査庁の審査請求に対する判断の妥当性を第三者の立場からチェックする機関であり、その役割を果たすためには、審理手続等において作成され、収集された資料を基に調査審議をする必要があるからである。

当審査会の求めに応じて提出された令和6年4月30日付け審査庁主張書面によれば、審査請求人から執行停止申立書が提出されたとのことであったが、諮問の際に提出された事件記録には関連資料が含まれていなかったことから、当審査会は、それらの提出をさらに求める必要があった。執行停止申立ては、行政不服審査法25条2項に基づく手続であり、これらの関連資料は、当然諮問に当たり事件記録として提出されるべきものである。審査庁においては、諮問をする際に、事件記録に漏れがないかどうかを十分に確認するよう留意されたい。

（令和6年度答申第14号）

②【産業廃棄物処理施設変更不許可処分に係る審査請求事案】

本件審査請求は、申請に対する処分に係るものであるところ、審理手続において処分庁が提出した資料に本件申請に係る申請書の添付書類一式はなく、審理員が求めた形跡もうかがえない。また、本件諮問に際しても、審査庁から提出されることはなく、当審査会が求めてようやく提出された。

この点につき審査庁に照会したところ、審理に当たりこれらの文書は処分庁から入手しておらず、審理員は、審査請求人が争点とした点について検討、判断したとのことであった。

しかし、審理手続において、どのような申請があつて、どのような処分がされたのかを確認することなく、審査請求人及び処分庁の主張する点のみについて審理を進めることは適切ではない。

審理員は、今後、申請に対する処分に係る審査請求の審理に当たっては、必ず申請書一式の提出を求めた上で、申請の内容と処分の内容とを確認し、当該処分の適

法性、妥当性を検証する必要がある。また、審査庁は、行政不服審査法17条の審理員候補者名簿に掲載されている者その他の環境省の職員であって審理員となることが想定される者に対し、定期的に研修を実施するなどして、申請の内容と処分の内容とが検証され、審理手続が適切に行われることを確保する必要がある。

(令和6年度答申第21号)

③【労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に係る審査請求事案】

審理員意見書において令和5年7月20日付け基発第0720第1号による改正前の局長通知に基づき判断された理由について、当審査会において審査庁に照会したところ、過去の同種事案を参考とした際に、古い文書番号のままで引用したミスのためとのことである。当該ミスにより、結果的に、審理員意見書は誤った根拠に基づき作成されたことになる。

関係法令等（通達を含む。）の改正があった場合には、適正な審理を実現するという観点から、その改正前後のどの規定が適用されるかを検討することが必要不可欠であり、審理員意見書には、当該事件に適用される関係法令等の規定を過不足なく記載することが求められる。審査庁においては、諮問をする際には、審理員意見書において、諮問に係る事件に適用される関係法令等の規定を適確に記載するよう留意されたい。

(令和6年度答申第50号)

④【原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく医療特別手当の失権処分に係る審査請求事案】

本件通知書には、本件失権処分に対する不服申立てとして、「A知事」に対する審査請求をすることができるほか、「E都道府県」を被告とする処分の取消しの訴えを提起することができるとの誤った教示が記載されていたため、審査請求人は、上記の誤った教示に従い、本件審査請求書を「A知事」（処分庁）に提出して本件審査請求をした。本件審査請求書の提出を受けて、処分庁は、本件失権処分についての審査請求先を誤って教示したことに気付き、行政不服審査法22条1項の規定に従い、速やかに本件審査請求書を審査庁に送付したが、審査庁は、本件審査請求書の補正依頼の手続を自らすることなく、処分庁に当該手続をさせている。

しかし、行政不服審査法22条5項は、同条1項等の規定により審査請求書が審査庁となるべき行政庁に送付されたときは、初めから審査庁となるべき行政庁に審査請求がされたものとみなすと規定しているから、本件審査請求書の補正が必要であれば、審査請求人に対する当該補正依頼の手続は、本件審査請求書の送付を受けた行政庁である厚生労働大臣が自らすべきであった。

なお、審査庁は、処分庁に対し、本件審査請求書に記載の「審査請求先及び根拠条文が誤っているため補正が必要である」と連絡し、これらの補正依頼の手続を行わせているが、誤った教示に起因する審査請求書の記載の誤りは補正させる必要は

ないと解されているから、本件審査請求書に記載の「審査請求先」については、補正をさせる必要はなかったというべきである。

また、本件審査請求書の「審査請求に係る処分」を記載する部分には、本件通知書の年月日及び文書番号が記載されているから、当該部分に記載された根拠条文に誤りがあったとしても、「審査請求に係る処分」の特定に問題が生じていたわけではない。したがって、本件審査請求書に記載の「根拠条文」についても、補正をさせる必要はなかったというべきである（なお、本件通知書に本件失権処分の根拠条文が記載されていれば、審査請求人は、本件審査請求書に本件失権処分の根拠条文を誤って記載することはなかったと考えられるから、この点からも、審査請求人にその記載の誤りを補正させたことは、相当でなかったというべきである。）。

ところが、審査庁が、処分庁に対し、本件審査請求書に記載の「審査請求先及び根拠条文」について補正依頼の処理を行わせたため、当該処理のために約3か月もの期間を要しており、これが本件審査請求の処理を遅延させた原因の一つとなっている。

今後、処分庁においては誤った教示をしないようにするとともに、審査庁においては誤った教示がされた場合の対応を間違えないようにされたい。

（令和6年度答申第56号）

（4）法令や通達等の見直しに関するもの（3件）

①【時間外労働等改善助成金交付決定取消処分に係る審査請求事案】

本件交付決定取消処分には、処分の理由は示されているが、処分の根拠規定（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律17条1項）は示されていない。これは、処分庁が本件交付要綱に定める様式第3号の2（以下「本件様式」という。）の通知書を用いて本件交付決定取消処分をしたためであると考えられる。

審査庁においては、本件様式を処分の根拠規定を記載したものに速やかに改定する必要がある。

（令和6年度答申第1号）

②【国税徴収法152条4項に基づく換価の猶予取消処分に係る審査請求事案】

負担金に係る換価猶予取消処分についての審査請求は、保険料に係る部分については社会保険審査会に対して行い、拠出金に係る部分については厚生労働大臣に対して行うこととされているが、審査庁によれば、審査請求人が審査庁を間違えることが頻繁に発生しているとのことである。現に、本件においても、審査請求人は、当初、本件審査請求を別件審査請求とともに社会保険審査会に対して行っており、その間違いを指摘されて、厚生労働大臣に対して本件審査請求をやり直している。このように、負担金に係る換価猶予取消処分についての審査請求において、審査請求人が審査庁を間違えることが頻繁に発生しているのは、当該処分についての審査請求が上記のとおり分かりにくい制度になっているにもかかわらず、当該処分の通知書

（「換価の猶予取消通知書」）において、不服申立ての教示文が極めて小さな文字で記載されていることに原因があると考えられる。厚生労働省においては、上記の通知書の様式の改正を検討されたい。

（令和 6 年度答申第 4 0 号）

③【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件不支給通知においては、不支給決定の理由が記載されていない。このことについて、審査庁も、審査請求人が本件不支給決定の理由を正しく理解することができるよう、労災就学援護費の支給要件（労災就学援護費の支給対象者は、遺族補償年金の受給権者であることが前提となっていること）を明示した上で、審査請求人がこれに該当しないことを理由として示す必要があった旨指摘している。

なお、通知書様式には、「備考欄」はあるものの、専ら理由を記載すべき欄は設けられていない。仮に通知書様式に「理由欄」が設けられていれば、処分庁が本件不支給通知に理由を記載する契機となったのではないかと考えられる。

また、本件不支給通知及び通知書様式を見ると、不服申立ての教示の部分は、他の部分よりも非常に小さな文字で記載されているから、このような記載では、行政処分の名宛人の注意を喚起することが困難であるといわざるを得ない。

審査庁は、本件支給要綱及び通知書様式の変更について、真摯に検討し、改善すべきである。

（令和 6 年度答申第 5 9 号）

（５）制度の周知に関するもの（１件）

【産業廃棄物収集運搬業許可取消処分等に係る審査請求事案】

処分庁は、行政処分の裁量権行使の基準として要綱の別表 1 及び別表 2 の基準表を定め、再委託禁止違反については、事業の許可の取消しを原則としており、処分庁はこの基準に従って処分を行ったとしている。本件許可取消処分の通知書にも要綱の基準に従って本件許可取消処分を行ったと記載されているのであるが、要綱は公にされておらず、処分通知書にかかる記載をするのであれば、要綱を公にすることが望ましいと考えられる。

（令和 6 年度答申第 2 9 号）

（６）審査庁からの諮問に係る手続に関するもの（１件）

【社会復帰促進等事業としての労災就学援護費不支給決定に係る審査請求事案】

本件の諮問説明書をみると、審査庁は、本件支給要綱について、本件申請に適用されない改正後の規定を記載している。

関係法令等（通達を含む。）の改正があった場合には、適正な審理を実現するという観点から、その改正前後のどの規定が適用されるかを検討することが必要不可欠であり、諮問説明書には、当該事件に適用される関係法令等の規定を過不足なく

記載することが求められる。審査庁においては、諮問をする際には、諮問説明書において、諮問に係る事件に適用される関係法令等の規定を適確に記載するよう留意されたい。

(令和6年度答申第59号)

(7) その他個別行政法の運用に関するもの(3件)

①【道路の占用許可処分等に係る審査請求事案】

道路法39条1項の「道路管理者」(道路管理者の権限を代行する独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。))を含む。)が行う占用料の徴収方法については、道路整備特別措置法施行令12条1項の規定により読み替えて適用される道路法施行令19条の2によれば、会社管理高速道路に係る占用料は、機構が納入告知書を送付して徴収することとされているが、本件納入告知処分に係る納入告知書には、「機構 分任収入職K部長」が主体として記載されていた。

この点について審査庁に照会したところ、機構の内部規程である「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構会計規程」では、機構は収入の調査決定、債権の管理、債務者に対する支払の請求等に関する事務を担当する「収入職」を設けるものとし、収入職等は、納入者に対し、納入すべき金額、納入期限及び納入場所その他必要な事項を記載した書面をもって、納入の請求をしなければならないとしており、理事長は、必要があると認めるときは、役員又は職員に、その事務の一部を分掌させるため、分任会計機関を設けることができる旨規定している。さらに、「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構会計規程実施細則」では、分任会計機関の事務範囲として、K部の所掌に属する道路資産に係る道路業務収入の調査決定、債権の管理及び納入の請求事務は、「分任収入職 K部長」が実施すると定めているため、本件納入告知処分は分任収入職が実施する事務に該当するとして同部長の名義で行っているとのことであった。

しかし、上記法令による書面を送付又は交付する行為は、具体的な占用料の納付義務を発生させる行為であり、納入告知の名義は、法令上その権限がある機構又は機構の代表者である機構理事長であるべきと解されるから、会社管理高速道路であるE道高速F線に係る本件納入告知処分の主体は、機構又は機構理事長とすべきである。

(令和6年度答申第35号)

②【労働者災害補償保険法12条の3第1項に基づく費用徴収決定等に係る審査請求事案】

休業特別支給金の不正受給者からの費用徴収については、不当利得として民事上の手続により返還を求めることとなると解されており、法律に特別の定めがない以上、審査請求の対象となる処分に該当するか否かについても疑問が残る。

③【畑作物の直接支払交付金に係る面積払交付金の不交付決定に係る審査請求事案】

本件では、処分庁が審査請求人に対し面積払交付金を不交付とする決定（本件不交付決定）をしたことを通知した書面は、提出されていないところ、審査庁は、本件諮問において、本件交付決定通知書で本件不交付決定の通知もしたと主張する。しかし、本件交付決定通知書には、処分庁が、数量払交付金として62万5,290円を交付するとの決定をしたことが記載されているだけであって、面積払交付金を不交付とする決定（本件不交付決定）をしたことは記載されていない。

そこで、当審査会が、審査庁に対し、本件交付決定通知書で本件不交付決定の通知もしたといえるのかと照会したところ、審査庁から、本件交付決定通知書に添付の本件交付金計算書に面積払交付金が「0円」であることが記載されているから、これによって本件不交付決定の通知もしたと考えており、その後、審査請求人からの確認の電話連絡を受け、その旨を審査請求人に伝達したから、審査請求人も本件交付決定通知書で本件不交付決定の通知も受けたと認識しているとの回答があった。

確かに、本件交付金計算書には、数量払交付金の交付金額の計算内訳として、「62万5,290円＝62万5,290円（数量払交付金額）－0円（面積払交付金額）」という計算式が記載されている。しかし、この計算式における「0円（面積払交付金額）」の記載は、本件交付決定通知書の「備考」欄の説明によれば、前払いを受けた面積払交付金額が「0円」であることを意味しているだけであるから、本件交付金計算書に上記の記載がされているからといって、交付申請中の面積払交付金の交付金額が「0円」と決定されたこと（すなわち、本件不交付決定がされたこと）が明らかになっているとはいえない。

以上によれば、審査庁が主張するように、本件交付決定通知書で本件不交付決定の通知もされたとはいえないが、審査請求人からの確認の電話連絡を受けて、審査請求人に対し、本件交付決定通知書は本件不交付決定の通知もしたものであることが伝達され、審査請求人も本件交付決定通知書で本件不交付決定の通知を受けたと認識し、その認識の下に本件審査請求がされていること、そして、本件不交付理由通知書（その1）で、本件不交付決定について、その理由が提示され、不服申立て等の教示がされていることを踏まえると、本件不交付決定に係る手続は、全体としては違法又は不当であるとまではいえない。しかし、本件不交付決定に係る手続には、行政手続の明確性及び関係法令の遵守の点で問題があったといわざるを得ない。

本件交付申請のように、二つの交付申請がされた事案における処分の通知書においては、それぞれの交付申請に対しどのような処分がされたのかを交付申請者が理解することができるように処分の内容を明確に記載するとともに、申請に係る交付金の不交付決定をした場合には、その理由及び不服申立て等の教示も併せて記載する必要がある。

(令和6年度答申第72号)

2 準付言

(1) 審査請求の審理期間に関するもの(40件)

【被爆者健康手帳の交付申請却下処分に係る審査請求事案】

本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに1か月、②弁明書の受付から弁明書の副本の送付までに約1か月半、③反論書の受付から審理員意見書の提出までに約7か月半、④審理員意見書の提出から諮問までに約9か月を要したため、審査請求の受付から諮問までに約1年9か月もの長期間を要している。

しかし、上記①から④までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に改善する必要がある。

(令和6年度答申第4号)

※ 同様の準付言をした答申として、令和6年度答申第1号、第3号、第5号、第6号、第8号、第9号、第13号、第14号、第15号、第17号、第20号、第21号、第23号、第27号、第28号、第29号、第31号、第33号、第34号、第36号、第40号、第41号、第43号、第44号、第45号、第46号、第47号、第48号、第53号、第56号、第57号、第63号、第64号、第65号、第66号、第70号、第71号、第74号及び第76号がある。

(2) 審査庁における審理の在り方に関するもの(5件)

①【労働者派遣事業の許可取消処分に係る審査請求事案】

事件記録には略式命令の写しがなく、審査請求人にかかる出入国管理及び難民認定法73条の2第1項1号に該当する公訴事実を客観的に確認できなかったため、審査庁に対し当該略式命令の写しの提出を求めたところ、処分庁は刑事確定記録の閲覧により罪状を確認した、審査庁及び審理員は刑に処せられた事実を聴聞調書及び審査請求書により把握していた旨回答があり、略式命令の写しの提出はなかった。

しかし、前述のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律14条1項は、許可を取り消すことが「できる」とし、欠格事由に該当する場合でも許可取消処分を行わない余地があるのであるから、処分庁は処分を行うかの検討を開始する時点で速やかに当該欠格事由にかかる犯罪事実についての客観的資料である刑事確定記録を謄写し記録化しておくべきであり、そうすることが処分庁だけでなく審理員、審査庁ひいては当審査会の判断に資するものと思われる(このことは、本件のように両罰規定により事業主が欠格事由に該当することとなる場合、当該公訴事実に対する事業主の関わりや具体的な責任の濃淡ないし程度等については様々なものが考えられることから、より一層妥当する。))。

(令和6年度答申第51号)

※ 同様の準付言をした答申として、令和6年度答申第52号がある。

②【実用新案登録料等追納手続却下処分に係る審査請求事案】

本件審査請求書に添付されていた委任状は、原実用新案権の手続で提出された委任状（以下「原処分委任状」という。）の写しであった。原処分委任状には、本件実用新案権に関する一切の件を本件代理人に委任する旨記載されているが、本件審査請求についても本件代理人に委任されているのか明らかでないため、審査庁に照会したところ、本件実用新案権の手続における代理人と本件審査請求の代理人は同一人物であり、原処分委任状は審査請求書に添付されていたことから、審査請求人は本件審査請求についても本件代理人に委任する意思があったと解せること、また、原処分委任状に記載されている「実用新案登録第 a 号に関する一切の件」の「一切の件」に本件審査請求も含まれると解せることから、問題はないと回答があった。

しかし、原実用新案権の手続と本件審査請求の手続は別の手続であることに加えて、原処分委任状の作成日は、本件審査請求の日よりも 2 年 8 か月以上前の令和 3 年 4 月 1 日であり、審査請求人が本件審査請求についても本件代理人に委任していたかどうかは、必ずしも明らかでない。本来であれば、審査庁は、本件審査請求に当たり、審査請求人に対し原処分委任状とは別の委任状を求めるのが望ましい。

（令和 6 年度答申第 18 号）

③【働き方改革推進支援助成金不支給決定に係る審査請求事案】

一件記録によれば、審理員は、令和 6 年 1 月 24 日に処分庁に対して職権で質問を行い、処分庁は同月 31 日に回答しているが、審査請求人に対してそのことを連絡した記録がなかったことから審査庁に照会したところ、審査請求人には連絡していないとのことであった。審理員は、審理の迅速性の観点にも留意しつつ、審査請求人による反論の機会を適切に確保する観点から、審査請求人に対し標題を通知するなどの対応を採ることが望まれる。

（令和 6 年度答申第 23 号）

④【障害者の雇用に係る特例給付金の返還決定に係る審査請求事案】

審理員意見書の「第 4 論点整理」では、本件審査請求の論点として本件返還決定の適否及び審査請求人の主張の適否について判断する必要があるとされている。しかし、同「第 5 審理員意見書の理由」では、専ら審査請求人の主張の適否について判断が記載され、本件対象障害者の特定短時間労働者該当性といった本件返還決定の適否について検討された形跡はうかがえない。

審理手続において審査請求人の主張する点のみについて審理を進めることは適切ではなく、審理員は、今後、申請の内容と処分の内容とを確認し、当該処分の適法性、妥当性を検証する必要がある。

（令和 6 年度答申第 71 号）

（３）行政処分の理由付記に関するもの（２件）

①【実用新案登録料免除申請却下処分に係る審査請求事案】

審査庁が指摘するとおり、本件各却下処分の理由付記については、実用新案法 5 条 4 項において準用する特許法 195 条の 3 により、行政手続法第 2 章（申請に対する処分）の規定は、適用されないものの、処分理由が不明確である場合、処分の名宛人が、行政処分に対して適正に不服を訴えることが困難になることから、処分通知書等に処分理由を明確に記載することが望ましく、処分庁が改善の意思を示していることから、今後の改善に期待したい。

（令和 6 年度答申第 17 号）

②【未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に係る審査請求事案】

本件の不認定通知書の処分の理由には、根拠法条及び処分原因となる具体的事実が記載されておらず、行政手続法 8 条 1 項本文が求める理由提示として不十分である。

（令和 6 年度答申第 38 号）

（４）行政処分に要した期間に関するもの（１件）

【社会復帰促進等事業としてのアフターケアに係る健康管理手帳の不交付決定に係る審査請求事案】

本件では、処分庁において、本件交付申請から本件不交付決定までに約 1 年 7 か月もの長期間を要していることから、当審査会が、審査庁を介して処分庁に対し、その理由を照会したところ、処分庁から、本件障害補償支給決定を不服とする審査請求（本件労働保険審査請求）について結論が出るのを待って、速やかに本件交付申請について結論を出す予定であったが、業務多忙のために結論を出すのが遅れたとの回答があった。

上記回答によれば、処分庁においては、障害補償給付の支給請求と健康管理手帳の交付申請がされた場合において、障害補償給付の支給決定について審査請求がされたときは、当該審査請求について結論が出るのを待って、健康管理手帳の交付申請について結論を出すという運用をしているようであるが、そうであれば、前者について結論が出た後、速やかに後者について結論を出すべきであったが、処分庁が本件不交付決定（令和 5 年 9 月 5 日付け）をしたのは、本件労働保険審査請求棄却決定（同年 5 月 31 日付け）が出てから約 3 か月が経過した後である。

処分庁においては、上記の運用を今後も続けるのであれば、本件のような手続の遅滞が生じないように配慮する必要がある。

（令和 6 年度答申第 12 号）

（５）法令や通達等の見直しに関するもの（１件）

【実用新案登録料等追納手続却下処分に係る審査請求事案】

本件却下処分の通知書には、注意書きとして「なお、過誤納の登録料12,800円は、納付した者の請求により返還します。ただし、却下の処分の謄本の送達があった日から6月を経過した後は請求することができません。」と記載されている。

過誤納の登録料の返還については、実用新案法上、①納付した日から1年を経過した後は請求することができない（34条2項）が、②請求する者がその責めに帰することができない理由により上記期間内にその請求をすることができないときは、その理由がなくなった日から14日（在外者にあつては2月）以内でその期間の経過後6月以内にその請求をすることができるとされている（同条3項）。本件追納手続についてみると、審査請求人が本件追納手続により登録料を納付し、本件納付書を提出したのは令和4年8月26日付けであり、本件却下処分の通知書（令和5年11月27日付け）によって請求により返還する旨を示したときには、納付の日から既に1年以上経過していることになる。そうすると、実用新案法の規定の文言によれば、同法34条3項に該当しない限り、同法34条2項により返還を請求することはできないのは明らかである。しかし、上記の通知書の記載をみると、本件却下処分の謄本の送達があった日から6月以内であれば請求することができると解され、過誤納の登録料の返還に係る実用新案法の関係規定とは異なる取扱いをしている。

そこで、当該通知書の注意書きが実用新案法の規定と整合しない理由について、審査庁を通じて処分庁に照会したところ、本件却下処分における登録料を返還する旨及び返還請求期間の記載については、方式審査便覧（特許庁の方式審査の基準・考え方をとりまとめ、方式審査の統一的運用及び出願人等に書類作成上の便宜を図ることを目的とし作成されたもの）を根拠としており、同便覧において、返還請求期間については「納付日から1年以内」又は「却下処分の謄本の送達が納付日から6月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達があった日から6月以内」の旨を定め運用している。そして、本件却下処分は同便覧に記載の「却下処分の謄本の送達が納付日から6月経過後にあったとき」に該当し、「却下処分の謄本の送達があった日から6月以内」であれば返還可能であると判断し、本件却下処分の通知書の注意書きのとおり記載を行ったとのことであった。しかし、上記運用は、実用新案法の関係規定と異なることには変わりがなく、本件のように本件追納手続の適法性が争われている最中に、実用新案法34条2項の「納付した日から1年」が経過してしまったという事情があり、処分庁の取扱いは手続者に利する運用という観点から、仮に処分庁が現在の取扱いを相当であると考えているのであれば、当該取扱いが同法に根拠を有するものとなるよう検討する必要がある。

なお、これまで当審査会では、特許料の同様の取扱いについて付言等している（令和4年度答申第2号、第43号及び第56号、令和5年度答申第7号及び第72号）。令和5年度答申第72号においては、審査庁を通じて処分庁に上記付言等の対応状況を確認し、審査庁からは、特許法18条の2により却下された手続に係る特許料

等は、過誤納の手数料等の返還規定（同法 195 条 11 項及び 12 項）を類推適用し、返還する運用をしており、現行の運用が利用者に広く浸透していることを鑑みると、法改正については、もはや立法事実があるとはいえない旨の回答を得ている。これを踏まえ、令和 5 年度答申第 72 号においては、処分庁の取扱いが手続者に利する運用であるとはいえ、法律と異なることには変わりがなく、既成事実化していることがそれを正当化する理由にはならず、処分庁は現行の取扱いを相当であると考えているようであるから、当該取扱いが速やかに特許法に根拠を有するものとなるよう、検討する必要がある旨言及している。

（令和 6 年度答申第 18 号）

（6）不服申立ての制度設計に関するもの（1 件）

【国税徴収法 152 条 4 項に基づく換価の猶予取消処分に係る審査請求事案】

審査庁は、本件審査請求において別件審査請求についての社会保険審査会の裁決が出るのを待っていた理由について、「健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金については、日本年金機構の各年金事務所において、一個の処分として換価の猶予及び取消処分等を行っています。健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分は社会保険審査会において不服申し立ての審査が行われるところ、日本年金機構においては、健康保険料及び厚生年金保険料又は子ども・子育て拠出金に係る部分を分割して取り消す事務処理が不可能であるため、社会保険審査会による健康保険料及び厚生年金保険料に係る処分に対する審査請求の裁決と異なる結論とならないかどうか確認する必要があった」と説明している。これは、本件各負担金（健康保険料、厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金）に係る換価猶予取消処分は、保険料に係る部分も拠出金に係る部分も、同じ法条（国税徴収法 152 条 4 項において準用する国税通則法 49 条 1 項）を根拠とするものであることから、それぞれの部分についての審査請求で異なる結論を出すことができないことを理由とするようである。

そうであれば、同じ処分庁が同じ法条を根拠として 1 個の処分として行っている本件各負担金に係る換価猶予取消処分についての審査請求を保険料に係る部分と拠出金に係る部分とに分け、それぞれ審査庁を異にする別々の手続によることとしている現行の制度は、合理性に疑問があるといわざるを得ない。制度所管庁においては、上記の審査請求制度について見直しを検討されたい。

（令和 6 年度答申第 40 号）